

成人の相談・教室

行事名	実施日	場所	対象	備考
健康相談・ 体組成測定	3月2日(月) 10:00~11:30 受付	町保健 センター	一般住民	【申込】不要 ・心身の悩み、健診結果、食事などの相談 ・体組成測定(体重、体脂肪、筋肉量など)

不妊治療費の助成について(申請先：町保健センター)

医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部、また、一般不妊治療(人工授精)の費用の一部を助成しています。必要書類は町保健センターにてお渡ししますので、お越しください。

なお、特定不妊治療については、平成31年4月より1回につき10万円を限度として助成しています。

区分	特定不妊治療	一般不妊治療
対象となる 治療	体外受精・顕微授精 ※夫婦以外の第3者からの精子・卵子・胚の提供による治療や、代理母、借り腹は対象外	人工授精にかかる保険適用外の治療費(検査を含む)
対象者 右記の全てに 該当する人	(1)治療開始時において、夫婦であり、夫または妻が申請日の1年以上前から町内に住所を有し、かつ治療期間においても引き続き在住している。 夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で重複して申請をしていない。 (2)申請者およびその配偶者がいずれも町税を完納している。 (3)岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けている。	(1)治療開始時において、夫婦(事実婚も含む)であり、夫または妻が申請日の1年以上前から、かつ治療期間においても町内に住所を有し、引き続き在住している。 夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で重複して申請をしていない。 (2)夫婦の前年の所得の合計が730万円未満である。 (3)医療保険各法の被保険者または被扶養者である。 (4)申請者およびその配偶者がいずれも町税を完納している。
助成内容 助成期間など	1回あたり10万円を限度に助成 (保険適用外の治療費から県の補助分を差し引いた額について助成します)	・1年度の対象となる治療の2分の1以内(上限5万円) ※1年度とは3月から翌年2月 ・期間は助成を開始した月から継続する2年
申請期間	岐阜県特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けてから1年以内	平成31年4月から令和2年3月まで (平成31年3月から令和2年2月までの診療分)

◆令和2年度の各種健(検)診の申込みを受け付けます◆

2月上旬に健康診査希望調査票を各世帯に送付します。

令和2年度の各種健(検)診受診を希望する人は、調査票に記入のうえ、返信用封筒で郵送してください。

世帯の中に希望する人がいなければ、返信不要です。

【提出期限】2月14日(金)

※調査票は20歳以上の女性または30歳以上の

男性が属する世帯に送付します。

(年齢は、令和3年3月31日現在)



休日診療医療機関(2月11日~3月15日) 休日診療の問い合わせ：救急医療情報センター (☎32-3799)

2月11日(火・祝)	2月16日(日)	2月23日(日)	2月24日(月・祝)	3月1日(日)	3月8日(日)	3月15日(日)
大晃堂内科 ☎32-0328	大橋整形外科 ☎33-2188	西美濃 厚生病院 ☎32-1161	野村内科 ☎34-0017	半田眼科 ☎32-0321	西美濃 厚生病院 ☎32-1161	古橋医院 ☎37-2108

【診療時間】9時~16時30分

【持ち物】保険証、受診料

◆一部変更の場合があります。

*西美濃厚生病院では表とは別に休日および夜間の救急診療を行っています。